

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 29 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

食事療養標準負担額の見直しに係る療養介護医療費等に関する事務
の取扱について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く
御礼申し上げます。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第
13 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及
び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 28 年厚生労働省告示第
23 号。以下「改正告示」という。）により、平成 28 年 4 月 1 日より入院
時食事療養費の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（以下「食事
療養標準負担額等」という。）の見直しが行われる予定です。

これに関し、ご留意いただきたい点について、以下のとおりといたしま
したので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご配慮いただきますよう
よろしくお願いいたします。

記

1 見直しの概要

食事療養標準負担額等については、改正省令及び改正告示によりそれぞ
れ表 1 及び表 2 のとおり改正することとされている。（下線部が改正部分）

表 1

対象者の分類		食事療養標準負担額	
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	1食につき460円（ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円）	
B	<u>C、Dのいずれにも該当しない児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）</u>	1食につき260円	
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第1項第5号、同条第3項第3号又は同条第4項第3号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき210円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき160円
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第42条第3項第4号又は同条第4項第4号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。）	1食につき100円	

表 2

対象者の分類		生活療養標準負担額	
A	B、Cのいずれにも該当しない者	厚生労働大臣が定める者	1日につき0円と1食につき460円との合計額（ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1日につき0円と1食につき360円との合計額）
		指定難病患者	1日につき0円と1食につき260円との合計額
B	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき210円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき160円との合計額
C	低所得者Ⅰ	1日につき0円と1食につき100円との合計額	

2 受給者証の取扱い

現在、改正前の食事療養標準負担額等を基に算定された療養介護医療及び障害児入所医療に係る負担上限月額（以下「改正前負担上限月額」という。）が受給者証に記載されているが、平成 28 年 3 月 31 日以前に発行した受給者証については、必ずしも同日までに再交付等する必要はなく、発行済みの受給者証に記載された改正前負担上限月額を改正後の食事療養標準負担額等を基に算定された療養介護医療及び障害児入所医療に係る負担上限月額（以下「改正後負担上限月額」という。）に読み替えて対応して差し支えない。このことについて、施設等での利用者負担額受領時に混乱が生じないように、指定療養介護事業所及び指定障害児入所施設等並びに利用者に対し、十分周知いただきたい。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降に交付する受給者証については、改正後負担上限月額を記載して発行する必要があるのご留意いただきたい。

3 小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者について

小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者については、食事療養標準負担額等の額が表 1 及び表 2 のとおり別途設定されているため、療養介護医療費等の事務に際してはご留意願いたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
T E L : 03-5253-1111 (内線 : 3046)
F A X : 03-3591-8914